岩手県告示第20号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和7年1月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			
名称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	2 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	変更前	変更後	
一般社団法人	岩手郡雫石町万田		しずくいし訪	岩手郡雫石町万田		
しずくいし訪	渡77番地2 雫石	岩手郡雫石町万田	問看護ステー	渡77番地2 雫石	岩手郡雫石町万田	令和6年2
問看護ステー	診療所 医師住宅	渡74番地1	ション心	診療所 医師住宅	渡74番地 1	月1日
ション	B棟		ション心	B棟		

2 介護予防訪問看護

介護予防事業者			介護予防事業所			
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	20 17 17	変更前	変更後	
一般社団法人	岩手郡雫石町万田		しずくいし訪	岩手郡雫石町万田		
しずくいし訪	渡77番地2 雫石	岩手郡雫石町万田	問看護ステー	渡77番地2 雫石	岩手郡雫石町万田	令和6年2
問看護ステー	診療所 医師住宅	渡74番地1		診療所 医師住宅	渡74番地 1	月1日
ション	B棟		/ コノ 心	B棟		